

静岡県告示第799号の2

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>1 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等</p> <p>条例第9条第3項に規定する報酬の基本額は、別表第1に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ報酬の基本額欄に掲げる額とする。</p>	<p>1 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等</p> <p><u>(1) 条例第9条第3項に規定する報酬の基本額は、別表第1に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ報酬の基本額欄に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(2) 別表第1に掲げる報酬の基本額について、</u> <u>職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表が改正された場合における給料表の適用については、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職に属する常勤の職員の例による。</u></p>
<p>2 全国的に統一して定められた基準に基づき任命権者が定める給与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当を支給しない。</p> <p>(3) 略</p>	<p>2 全国的に統一して定められた基準に基づき任命権者が定める給与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給しない。</p> <p>(3) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年12月26日から施行する。